

新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針(平成20年12月1日一部改正)新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>運送主体</p> <p>(1) (略)</p> <p>【新潟市と実施主体間での事前調整】</p> <p>実施主体は、登録申請に伴い、<a href="#">新潟県</a>に提出すべき書類の一切を事前に用意し、新潟市に対して提出しなければならない。(様式第1号(更新登録申請の場合は<a href="#">様式第1-2号</a>、変更登録申請の場合は<a href="#">様式第1-3号</a>)及び<a href="#">新潟県</a>へ提出する様式の全て)</p> <p>運送の対象等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> </ul> <p>【対象者の判断】</p> <p>実施主体は、利用会員の氏名、住所、年齢及び運送を必要とする理由、その他必要な事項を記入した利用会員名簿(<a href="#">様式第12号</a>、<a href="#">様式第12-2号</a>)を用意しなければならない。</p> <p>使用車両</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 使用権原</p> <p>使用する車両の使用権原(所有権、賃借権等の使用権)は、実施主体が有するものとする。</p> <p>運転者として協力する者(以下「運転協力者」という。)が自己又は家族の所有する車両を提供し、福祉有償運送を行う場合は、その車両の使用について実施主体との間に使用賃借等の契約を交わし、その契約書(<a href="#">様式第10号</a>)を添付して協議を受けるものとする。</p>	<p>運送主体</p> <p>(1) (略)</p> <p>【新潟市と実施主体間での事前調整】</p> <p>実施主体は、登録申請に伴い、<a href="#">新潟運輸支局</a>に提出すべき書類の一切を事前に用意し、新潟市に対して提出しなければならない。(様式1(更新登録申請の場合は<a href="#">様式1-2</a>、変更登録申請の場合は<a href="#">様式1-3</a>)及び<a href="#">新潟運輸支局</a>へ提出する様式の全て)</p> <p>運送の対象等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> </ul> <p>【対象者の判断】</p> <p>実施主体は、利用会員の氏名、住所、年齢及び運送を必要とする理由、その他必要な事項を記入した利用会員名簿(<a href="#">様式8</a>、<a href="#">様式8-2</a>)を用意しなければならない。</p> <p>使用車両</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 使用権原</p> <p>使用する車両の使用権原(所有権、賃借権等の使用権)は、実施主体が有するものとする。</p> <p>運転者として協力する者(以下「運転協力者」という。)が自己又は家族の所有する車両を提供し、福祉有償運送を行う場合は、その車両の使用について実施主体との間に使用賃借等の契約を交わし、その契約書(<a href="#">様式11</a>)を添付して協議を受けるものとする。</p>

新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針(平成20年12月1日一部改正)新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>(3) 車両の表示等 (略) 実施主体においては、使用する車両の型式、自動車登録番号及び初度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿(様式第9号)を作成し、適切に管理しなければならないものとする。</p> <p>運転者の要件 (1)～(2) (略) 【特例措置】 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>管理運営体制 【運行管理業務】 (1) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>【事故に関する対応】 (1) (略) (2) 事故対応責任者の業務 ア (略)</p>	<p>(3) 車両の表示等 (略) 実施主体においては、使用する車両の型式、自動車登録番号及び初度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿(様式9)を作成し、適切に管理しなければならないものとする。</p> <p>運転者の要件 (1)～(2) (略) 【特例措置】 (略)</p> <p><u>【経過措置】</u> 平成19年9月30日までは、改正前の新潟市運営協議会運営指針の運転者の要件に基づく講習・研修でも可とする。</p> <p>管理運営体制 【運行管理業務】 (1) (略)</p> <p><u>【経過措置】</u> 上記(1)イの運行管理責任者の選任にあたっての要件については、平成19年10月1日から適用する。</p> <p>【事故に関する対応】 (1) (略) (2) 事故対応責任者の業務 ア (略)</p>

新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針(平成20年12月1日一部改正)新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>イ 事故発生時の対応</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人身事故(搭乗者を含む)及び重大な物損事故等については、速やかに新潟市及び新潟県に連絡するとともに書面(参考様式1)により新潟市に報告すること。</li> </ul> <p>実績報告</p> <p>(略)</p> <p>【実績報告の提出方法】</p> <p>実施主体は、登録後、毎年四月を始期とする各四半期終了後の翌月最終日までに、最新の利用会員名簿(様式第12号、様式第12-2号)、当該四半期の乗務記録簿(様式第14号)、事故の状況(様式第15号)、苦情の状況(様式第16号)、その他実施上の変更等について、新潟市に書面(様式第13号)を付して報告することとする。</p> <p>また、前年度の輸送実績を毎年5月31日までに新潟県知事に報告しなければならない。</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市運営協議会は、79条登録の申請に先立つ協議の結果について、当該実施主体に書面(様式第2-5号)により通知するものとする。</li> </ul> <p>附則</p> <p>この指針は、平成18年12月14日から施行する。 平成20年12月1日(一部改正) <u>平成27年7月30日(一部改正)</u></p>	<p>イ 事故発生時の対応</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人身事故(搭乗者を含む)及び重大な物損事故等については、速やかに新潟市及び新潟運輸支局に連絡するとともに書面(参考様式1)により新潟市に報告すること。</li> </ul> <p>実績報告</p> <p>(略)</p> <p>【実績報告の提出方法】</p> <p>実施主体は、登録後、毎年四月を始期とする各四半期終了後の翌月最終日までに、最新の利用会員名簿(様式8、様式8-2)、当該四半期の乗務記録簿(様式14)、事故の状況(様式15)、苦情の状況(様式16)、その他実施上の変更等について、新潟市に書面(様式13)を付して報告することとする。</p> <p>また、前年度の輸送実績を毎年5月31日までに新潟運輸支局長に報告しなければならない。</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市運営協議会は、79条登録の申請に先立つ協議の結果について、当該実施主体に書面(様式12)により通知するものとする。</li> </ul> <p>附則</p> <p>この指針は、平成18年12月14日から施行する。 平成20年12月1日(一部改正) <u>(追加)</u></p>

新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針(平成20年12月1日一部改正)新旧対照表

改正後 (案)	現行
---------	----